

植物防疫事業交付金交付要綱

制 定	平成 26 年 3 月 20 日 25 消安第 5737 号
一部改正	平成 30 年 3 月 26 日 29 消安第 5877 号
一部改正	令和元年 5 月 7 日 31 消安第 372 号
一部改正	令和 3 年 3 月 26 日 2 消安第 6201 号
一部改正	令和 5 年 3 月 30 日 4 消安第 7074 号
一部改正	令和 6 年 3 月 28 日 5 消安第 6667 号
一部改正	令和 7 年 3 月 31 日 6 消安第 7576 号

第 1 農林水産大臣は、植物防疫事業交付金実施要領（平成 26 年 3 月 20 日付け 25 消安第 5726 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度予算に係る補助金等の交付に関するものから内閣府沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 第 1 に掲げる事業に対する交付率は、定額とし、交付の対象となる期間は、交付金の交付決定のあった年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 3 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

3 都道府県は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

第 4 規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度地方農政局長等が別に定める日とする。

第 5 都道府県は、規則第 3 条第 1 号の規定に基づき、地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第 2 号の変更承認申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。

第 6 規則第 3 条第 1 号イの農林水産大臣が定める軽微な変更は、実施要領第 5 の 1 に掲げる（1）及び（2）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の 30% を超える増減以外の変更とする。

第 7 都道府県は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、

別記様式第3号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

第8 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第4号により交付金遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対して、当該事業の遂行状況報告を求めることができる。

第9 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県は、交付金事業終了年度の翌年度の4月10日（交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

2 第3第3項ただし書により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした都道府県は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した都道府県については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第10 都道府県は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある

第12 規則第3条第4号に規定する補助金調書及び証拠書類又は証拠物の保管の期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 前項及び第13に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第13 都道府県等は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別金額を明らかにする別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度までに実施した事業に係る事務については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 1 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 この通知の改正前の植物防疫事業交付金交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月31日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

〇〇年度植物防疫事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道にあっては、農林水産大臣

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、植物防疫事業交付金交付要綱第3の規定に基づき、交付金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- （1）病虫害防除所の設置状況

病虫害 防除所 の名称	所在地	所 長			技術吏員			事務吏員			備考
		本務 職員 人数	兼務職員		本務 職員 人数	兼務職員		本務 職員 人数	兼務職員		
			人数	本務名		人数	本務名		人数	本務名	
合 計											

- （注） 1 所在地は詳しく記載すること（例：〇〇市〇〇条〇〇丁目〇〇番地）
- 2 本務名についても記載すること（例：農業試験場長、普及指導員）
- 3 兼務職員とは、病虫害防除所職員を併任あるいは兼務する辞令が出ている職員

- （2）病虫害防除員等の活動状況
- ・病虫害防除員

職業	単価※1	労働時間※2	人数	金額	業務内容
市町村職員					
農業協同組合職員					
農業共済組合職員					
農業者					
その他					

- ・その他の会計年度任用職員

名称	単価※1	労働時間※2	人数	金額	業務内容

- （注） ※1 時間単価（円／時）、日額単価（円／日）、給与月額（円／月）、年間契約額（円／年）
- ※2 年間労働時間、年間労働日数、年間労働月数
- ※3 単価及び労働時間について、交付申請の際は予定。実績報告の際は実績を記載する。

(3) 侵入調査事業への協力

[illegible]

(4) 指定有害動植物の発生予察事業への協力

対象作物	指定有害動植物名	定点調査地点数	巡回調査地点数
合 計			

(5) 病虫害防除所の業務

植物検疫	防除企画	防除指導 及び協力	侵入調査事業	発生予察事業	その他防除に 関する事項	計	備考
人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	
%	%	%	%	%	%	%	

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する（又は要した）経費 （A + B + C）	負 担 区 分			備 考
		交付金 （A）	都道府県費 （B）	その他 （C）	
(1) 侵入調査事業及び指定 有害動植物の発生予察 事業への協力 (2) 病虫害防除所の運営	円	円	円	円	
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支予算（又は収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
交 付 金	円	円	円	円	
都道府県負担金					
地方債					
一般財源					
その他					
合 計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度予 算額)	比 較		備 考
			増	減	
(1) 侵入調査事業及び指定 有害動植物の発生予察 事業への協力	円	円	円	円	
(2) 病虫害防除所の運営					
合 計					

5 事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

6 予算議決（又は予算議決予定）年月日

7 添付書類

- （１）植物防疫課長が別途定める用途例の科目に基づく経費内訳
- （２）植物防疫課長が別途定める環境負荷低減のチェックシート
- （３）補助金調書（実績報告のみ）

〇〇年度植物防疫事業交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務
局長。北海道にあっては、農林水産大臣 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、植物防疫事業交付金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書とし、変更前は括弧書で上段に記載すること。
ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号 (第7関係)

〇〇年度第〇四半期植物防疫事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局
局長。北海道にあっては、農林水産大臣

官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け第〇号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	総事業費	(A) 交付金額	(C) 既受領額		(B) 今回請求額		(A－ (B+C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。

〇〇年度植物防疫事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道にあっては、農林水産大臣 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、植物防疫事業交付金交付要綱第8の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		1 1 月 3 0 日までに 完了したもの		1 2 月 1 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄は、別記様式第1号の記の3「経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業に要した支払金額）を記載すること。

〇〇年度第3四半期植物防疫事業交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道にあっては、農林水産大臣

官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で交付決定通知のあった、この事業について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、植物防疫事業交付金交付要綱第8の規定に基づき、〇年11月30日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	(A) 交付金額	(C) 既受領額		遂行状況報告 11月30日現在の出来高	(B) 今回請求額		(A－(B＋C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 遂行状況報告は、総事業費に対する出来高とする。

別記様式第 6 号（第 9 関係）

〇〇年度植物防疫事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務
局長。北海道にあつては、農林水産大臣 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり実施したので、植物防疫事業交付金交付要綱第 9 第 1 項の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

- （注） 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、植物防疫課長が別途定める用途例の科目に基づく経費内訳を記載した資料、補助金調書の写し及び植物防疫課長が別途定める環境負荷低減のチェックシートを添付すること。また、このほか、国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 3 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。北海道にあつては、農林水産大臣 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた植物防疫事業交付金について、植物防疫事業交付金交付要綱第 9 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第 1 5 条の交付金の額の確定 （〇〇年〇〇月〇〇付け〇〇第〇〇〇号による額の確定）	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	交付金返還相当額 （3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成委員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前年度に係る法人税（個人事業所の場合は所得税）確定申告書の写し（（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）
・補助事業者が消費税法第 6 0 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 8 号（第 1 2 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名											
事業 種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		備考
	事業 種類	事業 主体	施設 区分	設置 場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								国庫 補助金	都道府 県費	その他					
							円	円	円	円					
	計														
	計														
	計														
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。

別記様式第9号（第13関係）

年度

農林水産省所管

植 物 防 疫 事 業 交 付 金 調 書

国			都道府県名										備	考
			歳入				歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科 目	予 算 額	収 入 額	科 目	予 算 額	うち国庫交付金相当額	支 出 額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額		
	円			円	円		円	円	円	円	円	円		

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、植物防疫事業交付金実施要領第5の区分を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。